

尚友学舎と私学教育

— 藩校の解体と明治初期教育の一面 —

後藤重巳

目次

- 一、はじめに
- 二、豊後岡藩校史の概略
- 三、寺井順五郎の経歴
- 四、私立尚友学舎の設立計画
- 五、尚友学舎の教育

一、はじめに

十八世紀後半期に集中的に設立を見た諸藩における藩校は、各藩が藩士教育の目的をもって設立したものであり、その教育成果は、藩治に必要な人材を育て、思想統制の面などから政治に及ぼした影響には量り知れないものがあると同時に、ある場合には勤王思想を醸成し、藩体制の解体を引導することにもなった。いわばこの官学に対して、一般民衆に門戸が開放されていた私塾や寺子屋など私設教育機関もまた重要な役割りを果たした。明治四年七月の廃藩置県から一年余を経たばかりの五年八月、新政府がいち早く「学制」を制定し、教学統制に着手したことは、教学問題が如何に重要な関心事であったかを考えさせるに充分であろう。幕藩体制の解体にともない藩校も当然解消した

が、その中のいくつかは、新しい教育体制の枠内で、中等教育機関に転身したものが少なくなかった。そしてその数をはるかに上廻る私学的教育機関もまた国県の学制指導の枠に拘束されながらも存続し、むしろ、この変革期の教育活動の空白を埋める機関として重要な役割を果たした。明治以降の公立教育機関が国策のもと、強力な国家統制下に画一的な教育活動の場としての役割を強制され続けるのに対して、私学教育は、教育行政の枠にしばられたとはいえ、比較的自由な教育活動を展開し得た。にもかかわらず、明治十年を前後する時期の弱小私学は、消長が激しく、その実体はさして明らかではない。以下に紹介を試みようとする寺井順五郎の私立尚友学舎もこれに類する私立学校であった。尚友学舎は、設置申請が認可されて一年目に開設申請者が死去したために、幻に近い存在の学校となった。しかし、その実体はともかく、寺井順五郎が志向した私学像を中心に、比較的鮮度のうすい明治十年代の地方私立学校のようにすについてみることにする。

二、豊後岡藩校史の概略

豊後岡藩における藩校の創始は、享保十一年(一七二六)、関幸輔が竹田村柚谷に所在する自宅に「輔仁堂」と呼ぶ学塾を開設した時に求められる。

この「輔仁堂」は、幸輔の私的な学塾であつたらしいが、五十年後の安永五年(一七七六)に至つて、藩の正式な教育機関に改織された。すなわち、同年八月二十二日の史料によると、「先年、関幸輔授業ノ学問所輔仁堂ヲ改メ御取立、由学館ト称ス、御家中子弟学問励方仰付ラル」と見え、「由学館」の館名が付され、夏目荘右衛門・大河原少司・伊藤雄次・室十之助・野尻双馬の五名を「司業」に命じ、学則を設けて、体系的な公的教育が開始された。

この創設期における由学館の教育内容をはじめとする詳細については明らかではないが、司業の一人、大河原少司の年譜によると、

一上略一当時ハ、押立致ニ師範一候者無レ之候処、基方儀、兼々志厚ク相学候趣、達ニ御聴一候ニ付、学問所ヘ日々致ニ出席一、会読・素読・講釈望候者ニ、教候様、此一己ヲモ尚又相磨キ可レ申旨、尤無レ扨故障ノ外ハ、毎日己ヨリ未迄可レ致ニ出席一、其余モ志有レ之、相学儀ハ勝手次第ノ旨、相互ニ励合申儀ニ付、威儀嚴重ニ、不法之儀無レ之様、専心掛可レ申旨被ニ仰付一。一上略一。

由学館は、交通や校地狭小による不便さを除く目的で、天明二年(一七八二)十二月、伊豆坂に移された。

その直後の天明六年十二月には、武芸奨励の目的をもつて、武芸稽古所を、町内鷹匠町に開設し、「経武館」と命名された。

由学館は更に、天保三年(一八三三)校地を稲葉川沿いの七里に移し、設備が拡大され、学制が整備された。天保十一年には、由学館・経武館の双方に塾(意)を併設したが、慶応四年(明治元)に至つて、両館の所在地が分離して、不便をかこち、効用的でない点を勘案し、経武館を由学館に合併、修道館と命名され、明治四年の廃校に至つた。

修道館の教員組織は、当然、文館と武館とによつて異なつたが、先づ両館を総括する役職として、文武総頭取(維新後は学正)、文武御用掛(同副学正)の各一名が置かれた。

この下に、文館では、教授(二名)・助教(二名)・司業(維新前頭取、五六名)・学典・句読師(一五〜二十名)・復業師(二〜二名)・習書師(三〜四名)・習礼師(二〜二名)・数学師(二名)の教員の外に、見計役(二〜三名)・坊主(三名)・贖写方(三〜四名)・綴物方(三〜四名)・小使(三名)などの職員が置かれた。

一方、武館には、師範(各流一〜三名)・目付(維新前は監察、三名)・坊主(五名)・小使(三名)の教職員があつた。

周知の如く近世期の藩校は、各藩が藩士の教育機関として設立したものであり、開設の早い例としては、寛永期の岡山藩(花畑教場)・会津藩(日新館)の事例などがあるが、一般的には、宝暦期(一七五一〜一七六三)から盛行し始めた。特に寛政の改革以降、各藩が藩体制の強化、再編成を強く志向し始めた時期から開設傾向が激化した。藩校開設の最大の目的は、藩体制に必要な有能人材の養成であり、従つて政治・経済・社会情勢等の変化に伴つて、時局に対応する多様性を持ち、単なる文武奨励という目的ばかりでなく、殖産思想の強化、国学振興、医療・洋学・兵学の導入など、時代に即応した教育内容がとり入れられた。

西日本(九州)諸藩における藩校の設立は、肥前大村、鹿島藩の寛文期を最も早い時期とし、次いで肥後熊本藩(時習館)、宇土藩(温知館)、豊前小倉藩(思永館)などの宝暦期の例を除けば、他の藩はほぼ、明和・安永・天明・寛政期、つまり十八世紀後期中葉に集中して⁽³⁾。

豊後岡藩における由学館の創設も、その前身の輔仁堂を、関氏の私的な学塾と考えれば、安永五年をもつて公設の時期と考えるのが正しく、ほぼ、他藩と期を同じくしている。

享保十一年の輔仁堂から安永五年の由学館の設立、天明六年の経武館の公設、明治元年の両館の合併など、岡藩における文武二面における教育機関の設立発展の外に、岡藩には医学校も設けられていた。すなわち、同藩では天明七年(一七八七)、「封内民庶休戚ノ係ル所ナル」

を目的のもとに、医学校を設立し、これを「博濟館」と呼んだ。この博濟館は、爾後、先の文武両館とは独立した運営の元におかれたが、文政期に至って由学館の教職員をもって兼務させられることになった。

近世期を通じて、全国各地で約三〇〇近くを数えた藩校は、ともに幕藩体制の終えん、つまり明治四年の廃藩置県をもって廃校される命運にあった。

明治新政府は、明治五年八月、近代的な教育体制を確立する目的をもって、「学制」を制定した。同時に発布された「学事奨励ニ関スル被ニ仰出一書」によつて、この新教育の目的は、立身・治産・昌学など実科教育の理念と国民皆学主義を打ち出した。この教育構想は、明治十二年（一八七九）に改廃され、代る「教育令」の制定によつて、我国における近代教育制度の出発となった。

では、このような、幕藩体制の解体と明治新体制の出現、つまり近世から近代への大転換の時代に際し、制度史上は解体消滅の命運をたどらなければならなかった「藩校の教育」は、どのような動向を示したのだろうか。

藩校という公的な教育機関は、藩の解体とともに組織的には解消した。しかし藩校とともに存在した私的な機関としての寺子屋や篤学者の経営になる私塾は、この大変革期・時代的移行期の空白を埋める便宜的な教育機関として、多大な役割を果たした。終末期の藩校を護持し、藩校が育てた人物が、藩校解体直後の変動期にどのような志向性を示すのか。

この小稿は、寺井順五郎の私立尚友学舎設立計画をめぐる、この様な問題についてその史料を中心にみようとするものである。

三、寺井順五郎の経歴

豊後岡藩の寺井家は、文禄二年（一五九三）に中川氏が岡に入国する以前からの旧家であった。すなわち、古く寺井安芸守と称する人物があり、その後胤寺井弥次右衛門元定は、中川氏初代清秀の娘を妻とした人物で、清秀とともに賤ヶ岳で戦死したという。

この元定の嫡子小七郎は、文禄三年、中川秀成に従つて岡に入り、寛永九年、肥後加藤氏の除封にともなう中川氏の城受取出張に同行、その功績によつて五百石の知行を与えられた。その子左衛門左助は百五十石の知行で寺井家の家督を継いだものの、元禄三年十二月、不届の儀あつて放免され、浪人となり、肥後熊本に出て「南蛮カフリ流」の外科医術を習得し俗医となった。元禄十六年、岡領内帰住を許され、直入郡神原村井手上村（野口村ともいう）に居住し、医業を営んだ。彼には男子がなく、その次女が、当地の阿南春庵正尚に嫁し、左助の要請によつて、老後の左助の世話はこのむこの正尚がみることになった。

左助の再取立・家再興の夢は、この養子同然の正尚の代に実現、寺井氏を再称、正尚は竹田府内町に出て医業を営む内、御目見が許された。その嫡子玄順正良が、家督を継ぎ、外科・本科・鍼術医として名をあげ、田町に移つた後、阿南玄哲を養子に迎え、彼は春庵正弼と名乗った。

寛政二年、玄哲は、藩医学校博濟館の学頭添役を命じられ、享和元年には御番医師に昇進、翌々三年に家督を養子世範に譲つた。世範の家督は次男元章（文政二年）が継ぎ、更にその弟元順が寺井家を継いだ。元順がすなわち、順五郎である。

この寺井順五郎元順は、文化十三年十一月、寺井世範の三男に生まれた。

幼少時の彼の詳細に付いては、史料的に明らかではないが、明治十

七年八月、順五郎自筆の履歴書によれば、学業は「天保元年ヨリ弘化三年十二月迄、都合十八年間、故岡藩角田才次郎^①就キ、支那学研究」と記されている。

彼が師事した角田才次郎（一七八四〜一八五五）は、幕末期の岡藩の教育・文化に大きな影響を及ぼした人物であった。彼は竹田町の仲島家に生まれ、その学才を見込まれて、角田東水の養子になって角田家を継いだ。九華は号で、名を簡と呼んだ。文化二年以後、脇蘭室に師事し、更に大坂に出て中井竹山に師事したが、また、一時は江戸に遊学し、当期の碩学と称せられた佐藤一済とも親交を持つ様になった。弘化三年、藩では彼を藩校・由学館の教授に任用した。九華の思想は、後の小河一敏らに大きく作用した。彼には、『正・続近世叢語』、『近世人鏡録』など多くの著作があるが、なかでも『近世叢語』は、荻生徂徠の学派の展開などを論じた名著として知られている。

九華は、弘化二年から三年にかけて江戸に滞在した折には、佐藤一済の跡を継いだ河田迪斉を度々訪問しており、晩年まで佐藤学派との交流のあったことが知られる。

九華の門人は少なくなかったが、代表的人物としては、杉崎彦三・高井存济らがあり、寺井順五郎もその中の一人であった。

杉崎彦三（一七九七〜一八七三）は、由学館司業・御目見坊主を経て、館句読司、更に頭取に昇進、ついには、文館としての由学館・武館としての経武館が合併して成った修道館の文武総裁（館長）に任用された俊才であった。存济は実は寺井元順の実兄にあたり、高井家に養子に入つた人物であり、角田九華の外に、田能村竹田にも師事し、のち江戸に出て佐藤一済に学んだ。

さて、寺井順五郎元順は、先記本人の履歴書に見える如く、天保元年（十四才）以降、角田九華に師事していたが、彼は家業の医術を好まず、専ら文学に志したといわれる。

寺井家の「勤録」によると、順五郎は、天保三年（一八三二）十一月

には、切米二十俵・二人扶持で御目見坊主に召し出され、由学館出仕を命ぜられ、同年閏十一月一日には坊主に任用されている。その後、藩主の近くに侍していたが、天保十三年春から江戸在番を命ぜられ、翌十四年七月まで江戸に滞在している。この間に彼は、佐藤一済の門に入門したものでらしい。すなわち、この頃と思われる十二月七日付の九華から、江戸滞在中の順五郎への書信の内に「川田氏^②江御入門之由、追々御進歩ト遙ニ奉レ存候、随分ニ勤業被レ成候様……」と見える文言は、これより先、江戸の順五郎が川田迪斉（河田）の元に入門した旨を九華の元に報告して来た書信に対する九華からの返信であるらしい。

寺井氏の「勤録」によれば、順五郎は、弘化四年二月、「学業相進候」の理由で二俵の加増を受け、更に嘉永三年四月も、同様の理由で三俵を、また数年後の安政四年五月にも三俵を加増されている。

この「勤録」の記事は、安政四年で終るため、それ以降の順五郎の動向については明らかではない。先に記した順五郎自筆の履歴書によると、彼は、「天保三年九月ヨリ、明治四年七月迄、都合四十年間、岡藩学校ニ於テ、句読師及ビ司業勤務」と見え、藩校の解体までここに奉職していたことが知れるのみである。

順五郎の事蹟や、彼の性格を伝える史料としては、以上の外に、竹田市寺町所在の光西寺境内に建つ「寺井先生之碑」及び「直入郡志」の記事がある。尤も、『直入郡志』（大正十二年直入郡教育会編）の記事内容は、右の碑文によつたものらしい。

この「寺井先生之碑」は、題字を勝海舟が、碑文は小原正朝が選んだものである。

小原正朝は、弘化元年に直入郡に生まれ、藩校由学館で、寺井順五郎・高井存济らに師事した藩校終末期の俊才であり、明治前期に活躍したのち、明治二十二年に没した人物である。明治維新後、従六位大書記官に任命され、十年の西南の役では、官軍に従つた。十五年七月、「豊州改新党」の設立に伴ない。初代総理に選ばれ、二十一年には大

分県議会議長に就任、翌二十二年六月には、この改新党系の機関誌として「大分新聞」の創刊に参与した著名な人物として知られる。現存する寺井氏関係の史料の内に、小原正朝が「寺井老先生」に宛てた書信一通が見られるが、その内容は正朝自作の詩文に対する批評を順五郎に乞うたものであり、順五郎と正朝との深い関係を証している。

右の碑文によると、順五郎の学者としてのモットーは、「瓶中水満則賑逸無声。其有声者、水少而多空隙也。慎於言而致於行者、吾其與之」、すなわち、「器の中に水が満ちて居る場合、これを振り動かしても音はしないが、満水していない時は音を出す。自分は言を慎しみ、行を敏にする者には、協力を惜しまない」という主旨であり、人が学問を身に充満させることの必要性を強調した。彼にはいくつかの詩文の作品が原稿として遺されているが、これを公表することは控えた様子が見られ、教養は内に秘めて置くべきものとの信念で行動したことがうかがわれる。

順五郎は、廃藩置県によつて藩体制が解体し、藩校修道館も閉校となつたのち、明治七年七月、自宅を開放して家塾を開業、これは、明治十五年七月迄続けられた。この間、十年から十三年まで、竹田村立竹田学校に奉職したが、明治十八年八月二十三日、七十歳で没した。

この順五郎が、死の前年、すなわち明治十七年八月三十日、時の大分県令・西村亮吉宛に提出したのが、これから述べようとする私立学校「尚友学舎」の設立計画書である。この尚友学舎は、一年目にて彼の不慮の死を迎え、継子が受け明治二十七、八年まで存続した。

彼の学校設立の請願が許可されたおり、それに付された書類によつて、彼の志向したところを汲むことができる。

以下、その申請書類によつて、寺井順五郎の意図した私学教育の理想像について見て行きたい。

各藩における幕末期の藩校教育や私学のそれは、勤王思想の醸成、

明治維新の遂行に多大な影響を与えた。明治新政府による「学制」の制定は、維新改革を教学面からも強力に推進しようとした試みであったが、ヨーロッパ型の新教育理念とともに、一面には、永い伝統に支えられた「徳育主義」の存在したことも見逃せない。明治初期の私学教育の場に、それを見い出せるのではあるまいか。

四、私立尚友学舎の設立計画

明治十七年八月、寺井順五郎は、大分県令・西村亮吉に対して私立学校設置の請願書を提出した。この請願は、同年四月十七日、文部省が府県に対して、公・私立学校の監督取り締りに関して発した通達の主旨に依拠するものらしい。彼の請願は、同年十月七日、請願内容の一部を訂正することを条件に認可された。

請願書に付された関係書類には、まず設置の目的が明記され、以下、学科学期課程・授業法の要略・試業・教科用書・入学年齢・入学者の学力・入学退学の規則・休日・授業科・生徒心得・寄宿舎規則・教職員心得・俸給等が明記され、学舎施設の位置図が添附されている。

以下、先ず必要部分を見よう。
設置の目的。

本舎ハ、修身道德ノ教育ヲ主トシテ、傍ラ和漢ノ歴史詩文等ヲ授ケ、孝悌忠信ノ徳性ニ薰染セシメ、以テ生徒ヲシテ、忠君愛国ノ氣象ヲ涵養シ、有為ノ才識ヲ陶成セン事ヲ目的トス。
と述べられている。

第二條の学科学期課程のケ條によると、学科構成は、修身・歴史・詩文・習字・体操の五科から成り、学期は八月廿一日から二月十五日迄を前期、二月廿三日から八月六日までを後期とし、三ヶ年をもって卒業するものとしている。このケ條の但書によれば、三ヶ年の修学のち、なお存学を志望する者は、「課外生」として自由に授業を受ける

ことができる様に定められている。

第三條の「授業法ノ要略」の條では、右の五科の目的及び授業法について具体的に述べる。煩わしいが、左に全文を掲げよう。

一、修身ハ、人ヲシテ善良方正ナラシムルノ学科ニシテ、殊ニ本舎ノ主眼ナレバ、コレヲ授クル最モ鄭重懇篤ナラザルヘカラス。第一学年ニアツテハ、先哲ノ格言ヲ講談シ、其徳性ヲ涵養スルヲ専ラトシ、第二年ヨリ漸々課程ニ掲ケル書ニ就テ聴講・復講・輪講セシメ、各自交互ニ質疑問答シ、孝悌忠信ノ道ヨリ、仁義礼智ノ大道ヲ心得セシメ、第三学年ニアリテハ、課程ニ示ス如キ一層高尚ナル書ニ基キ、意ヲ誠シ、心ヲ正シウシ、探テ以テ身ニ行ヒ彝倫ノ大体ヲ破テサラン事ヲ要ス。聴講ハ、教員其意義ヲ解釈・講義スルヲ聴カシメ、復講ハ、前日聴講シテ、生徒更ニ之ヲ復スルナリ。輪講ハ、生徒各自交互輪講義シ、質義問論セシメ、教員之ヲ可否ス。

一、歴史ハ、邦家ノ沿革ヲ知り、識見ヲ長スル所以ノ学科ニシテ、先一年ニアツテハ、近易ノ史書ニ依リ、漸次二年ヨリ三年ニ課程ヲ示スカ如ク、順序ニ高尚ナル史書ヲ授ケ、本邦建國ノ体制ヨリ沿革、風俗ノ變遷、文化ノ消長、武備ノ弛張、明君賢主ノ治績、忠臣孝子ノ偉行等ヲ識得セシメ、尊王愛國ノ志氣ヲ振起セシメ、次テ支那ノ歴史ニ及シ、治乱興廢ノ因テ起ルトコロヲ證明セシ事ヲ要ス。

一、詩文漢文ハ、殊ニ必用ノ学科ニシテ、最モ精密ニ教授スヘキ者ナリ。分テ作文・読書ノ二トス。作文ハ思想ヲ表シ、実事ヲ記スルノ具ニシテ、尤モ必用ノ学科タリ。其、コレヲ授クルニハ、第一年ニアリテハ、和文ヲ漢文ニ復スルノ学ヲ授ケ、第二年ニアリテハ、記事ヲ学ハシ、併テ詩作初歩ヨリ之ヲ授ケ、第三学年ニ於テハ、志伝ヨリ論說并ニ詩ハ律体古詩ヲ作ラシムベシ。凡ソ、文章ハ義簡明ニシテ言詞條暢ニ作文敏捷ナルヲ主トシ、詩ハ其意ヲ明ニシ、韻調正雅、趣向優美ナルヲ要ス。読書ハ、講読ノ力ヲ養ヒ、作文ノ用ニ資スル学科ニシテ、其、コレヲ授クルニハ、第二年ヨリ之ヲ与ヘ、古人ノ文稿遺集ニ就キ、漸次講読講義ノ法ヲ用ヒ、音訓・句読ヨリ、章意ヲ解セシムルヲ主トシ、第三年ニ於テハ、文章ノ段落實主ヨリ、抑揚頓挫照應波瀾ノ諸法ヲ説キ明カシ、文理ニ通曉セシメン事ヲ要ス。本科ハ、日毎ニ之ヲ教授スルニアラズ。其三ツヲ繰合セ、一週間三度之ヲ授ク。

一、体操ハ仮ニ擊劍技術ヲ以テ之ニ充テ、身体ノ康強ヲ補シ、筋骨ヲ堅メシム。但シ、体操ハ当分ニ之ヲ欠ク。

一、習字ハ、各自欲スル所ノ学帖ニ就キ之ヲ習ハシム。但シ土曜日ハ之ヲ除ク。

以上は、尚友学舎における修身・歴史・詩文・体操及び習字の五科目に亘る教科の目的及び指導方法について詳述したものである。

先述の如く、学制及び教育令は、「国民皆学」をうたい、六歳に達した児童の学校教育の義務制を打ち出している。そこでこの修業年限は六歳から十三歳に至る時期であり、「学制」によると、下等小学校での学齢は、原則として六歳から九歳まで、また続く上等小学は十歳から十三歳までと定められている。

後述する如く、寺井順五郎の尚友学舎は、この義務教育段階を終了した十四歳以上の児童を受け入れる中等教育を目指した私学であった。

従つてここでは舎主の意図する極めて限定された教科だけが開講された。

本小稿の問題点の第一点はここにある。

試験試験については、毎学期の末に、学期中に修業した学科の「塾不」を試験し、その合格者のみを進級せしめるとしている。その折には、姓名を得点成績の順序で列記することになっている。その折にその試験の具体的方法については、次の如くである。

各学科試験ノ定點ハ、百點トシ、失誤アレハ相当減殺シテ、其得點ヲ定メ、其平均點數五十點以上（壹科得點十點以上）ノモノヲ合格トス。

但シ、修身科ニ於テハ、其定點ヲ折半シ、五十點ヲ以テ学業ヲ試ミ、五十點ヲ以テ品行否ヲ檢スルニ充テ、通業一科ノ得點ヲ定ム。

試験問題ハ、教員其期內修学セシ学科ニ付、適宜之ヲ撰ヒ、応募者ヲシテ、筆記応答、若クハ、口述セシム。卒業試験ハ別ニ之ヲ執行セス。卒業年度、末月ニ於テ、各学期試験ノ得點ヲ平均（壹科百點以上）、平均點數二分ノ一以上ヲ得タルモノヲ合格トス。

これによると、各学科は百点満点とし、五十点以上が合格点となる。ただ、修身の扱いについては、若干こととなる。

修身科に関する学習評価は、百点の内、五割の五十点を学業試験によって評価し、残る五十点を「品行良否ヲ検スルニ充テ」、両者の通算によって一科の成績を総合、算出することになっている。

また各科の試験方法は、筆記試験及び口答試験形式の二法があり、「卒業試験」としては、格別にこれを行わず、各学期の試験成績を平均し、平均点が二分一以上に達したものに卒業資格を与える。

さて、この尚友学舎への入学者の資格は、年齢では、小学高等科を卒業した満十四歳以上の男子に限られたが、入学者の学力には「定限」は設けなかった。

尚友学舎設立を申請した当初、当舎への入学希望者の入学資格は満十四歳以上なれば、他にいかなる制限も設けていなかったらしいが、申請書が県令に受理された折、開設が許可される条件として訂正されたヶ所があった。すなわちそれは、三ヶ条にわたる「入学退学ノ規則」の第一条の本文に付加された但し書きの部分「但し、文部省直轄官立学校及公立学校ニ於テ、不都合ノ行為アツテ退学ノ処分ヲ受ケ、入学ヲ禁セラレタル者ハ、入学ヲ許サス」であり、この部分は、入学者の条件として加えられた。

この外、志願者は、「品行方正、体質強健」なることが要求され（第二条）、入学が許可されると、身元確実な身元引受人二人が保証人となる必要がある（第三条）。

休日に関しては、大祭日・祝日・氏神祭日・日曜日は休業日とし、土曜日は半日、夏期休暇は八月七日から廿日までの二週間、冬期休暇は十二月廿五日から一月七日までの二週間と定められた。また、前期試験後の二月十六日から二月二十二日までの一週間は、試験休みであった。この外、臨時休日は、その都度告示される定めであった。

入学者の授業料等に関する規則によると、入学者は「束修」つまり

入学金として三十銭を納入し、一ヶ月の授業料（月謝）は十五銭であった。

この外、寄宿舎に入舎する者は、寄宿料一ヶ月五銭を納入しなければならぬ。

納入金に係る規則によると、この入学金・授業料の外に、「雑用に支払ツタル金員、生徒ノ負担ニ係ル分」は、臨時負担として生徒に納入が強制されることになっている。

以上は、私立尚友学舎の開設計画に見える教科課程・授業法・試験制度・入退学規則・休日・納入金などに係る規則であるが、この外教職員の仕事心得・俸給・收支経費計画等について条文をみておこう。

一、教職員等職務心得

一、舎主ハ教員ヲ兼ネ、本舎一切ノ事務ヲ総理シ、幹事以下ヲ指揮シ、併せて、生徒ヲ教授奨励スヘシ。

一、幹事ハ、舎主ヲ補佐シ、本舎一切ノ事ヲ幹理シ、生徒取締并教授ノ助手及別ニ設クル本舎ノ規則ニ明文アル庶務ヲ担当ス。

但シ幹事ハ舎主ニ於テ之ヲ特撰スルモノトス、

一、寄宿舎長ハ、寄宿舎ニアリテ之ガ取締リヲナシ、若シ不正ノ所為アルモノハ、之ヲ幹事ニ開申スヘク、且ツ晨起就寢正午ノ撃折、及規則中ニ明文アルノ事務ヲ担任ス。

但シ、撰挙法、幹事ニ同シ、

一、会計ハ、本舎一般ニ関スル金銭出納ヲ担任ス、其出納ハ明細ニ記載シ、幹事ヲ経テ、舎主ハ一ヶ月分宛閲覧ヲ乞ヒ、又一通ヲ制シ揭示スヘシ、但シ撰挙法幹事ニ同ジ。

一、教員ノ学力品行、

学力ハ、別紙履歴書ノ通り、

一、教員等ノ人員俸額

(別表)

役名	人員	年俸額	一ヶ月給料
舎主	一人	八拾四円	七円
教員	一人	八拾四円	七円
幹事	二人	無給	
寄宿舎長	一人	同	
會計	一人	同	

一、生徒概数

生徒概数五十人、但シ、女子入学ヲ許サス、

一、經費收入支出予算

収入概略 壹ケ年收入高百八円
壹ケ月分 九円

内訳

授業料

寄宿料

支出概略

内訳

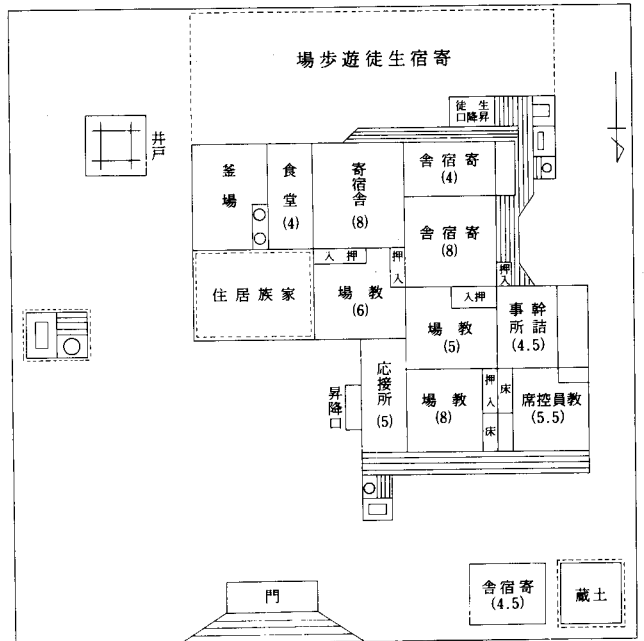
教員給料 壹ケ年金八十四円
壹ケ月金七円一人
修繕料 壹ケ年金拾五円六十銭
壹ケ月壹円二十銭
差引 金八円四十銭 予備金

さて、尚友学舎設立申請書には、教場施設等の見取図（三葉）が同綴されている。

それによると、竹田町殿町の古田・北條両氏宅にはさまれた寺井氏の居宅がこの学舎に利用されている。

敷地（宅地）面積は三四八坪、その中に、平屋建て瓦葺の坪数二八坪八勺の舎屋があった。

部屋数は、本宅十二室、別棟一室の計十三室のうち、教師控室一、



幹事詰室一、応接室一、釜場一、食堂一室の外は、教場三、寄宿舎四室で占められ、家族居住室は一室であった（右の見取図参照）。玄関は、正面玄関と、寄宿生専用の玄関とに分けられ、南方山寄りのこの専用玄関先は「寄宿生徒遊歩場」となっている。これは運動場に相当するものに外ならない。

全十三室中に、寄宿舎四室を含む、学生の生活施設が占めていることの持つ意味は大きい。この点については後述する。

寺井順五郎の尚友学舎設立計画申請書には、別に「尚友舎蔵書目録」なるものが共伴している。

この目録の内容は、第一部から第五部までに分類されているが、この分類は、さして綿密な意味をもつ分類ではないようである。

五部に亘る分類及び各部の図書冊数は次の通りである。

第一部	「四書正解」	二十六冊	外四十一種	計二五九冊
第二部	「古文真宝」	四冊	外二十種	一二四冊
第三部	「円機活法」	十四冊	外三十一種	九六冊
第四部	「乾道本韓非子」	五冊	外九十一種	六二五冊
第五部	「無題名国文」	五十冊	外十二種	九八冊

限られた紙数の関係から、蔵書の書名のいっぺんを詳記できないが、右にかかげた如く、その総数は、一九五種で一、三〇二冊(巻)に及ぶ多量な書籍となる。目録中の各和漢籍の注記によると、これら書籍の中には、中国における印刷本すなわち「唐本」のほか、「写本」と注記されるものも多く、また書籍によっては、全巻不揃いのものも見えている。更には、第二部に属する「古文真宝」や第四部の「蒙求箋註」の如く、比較的使用頻度の高い書籍は、「貳部」すなわち重複的に所蔵されるもの、ないしは、第五部の「徒然草」の如く、「数部取合」によつて、全廿五冊となつている場合もある。

さて、尚友舎所蔵のこれら和漢籍が、どのような経緯を経て収集されたかについては知る術はない。寺井家の伝世的な職業から見て、蔵書中に見える医学関係の書籍の大部分は、寺井家自身の手で収集されたことは、ほぼ推測がつこう。この外にも、当家に伝来された和漢籍の少なくなかつたことも事実と思われる。

先に、寺井順五郎の履歴の項でも触れた如く、彼は天保三年以降、岡藩校由学館のち修道館の句読師及び司業を勤め、明治四年の廃校とともに自動的に辞任した。この由学館が、従来、どのような種類の書籍を、どの程度の量を所蔵したかについては、判然としないが、その蔵書は、明治四年の廃校時に分散した可能性が大きい。勿論、その大部分は、新学制下の竹田中学校に引きつがれ、また「竹田文庫」として保存されたものもあつたが、寺井順五郎など、廃校期の教師によつて、保管されることになつたものも少なくあるまい。尚友舎の蔵書目

録に収められる第四部九十一種、六二五冊中に含まれる「鐘情集」には、明らかに「由学館」の朱印が捺印されており、この事は、旧由学館の蔵書が、廃校期の教師の手によつて所蔵されることになつた経緯を暗示するものであろう。そしてそうした旧藩校蔵書の一部が、寺井氏の私塾を経て、明治十七年の尚友学舎にも引き継がれたものと見られる。

しかし、旧蔵書の移動が、藩校廃校によつてなしくずしに行なわれたものではないことは、明治五年七月、寺井順五郎からの「官本拝借願」によつても知られよう。寺井のこの願書によると、「旧学校」すなわち由学館に出動中は、官本(公用本)を借用して来たが、明治五年六月二日、大分県支庁(明治五年一月設置)の廃止に際し、拝借用の書物一切を上納したために借用出来なく困惑している。故に今後にも必要の都度五、七部宛の図書の拝借を認めて欲しいという請願であつた。

五、尚友学舎の教育

明治四年の廃藩置県によつて、岡藩校・由学館(修道館)は、一世に亘つた校史を閉じた。翌五年八月に制定された「学制」は、「学事ニ関スル仰出サレ書」にも宣言される如く、「国民皆学」を骨子とする新しい教育体制を志向したものの、この未曾有の大変革期の新体制に即応するだけの設備は充分ではなかつた。

寺井順五郎の私学校は、由学館閉校の二年後の明治六年に創立されたことは、先述の彼の履歴書によつても明らかであり、この家塾は明治十五年七月まで存続した。一方、履歴書によると、彼は、この間の明治十年から十三年にかけて、竹田村公立竹田学校にも出勤していた。

明治五年の学制では、その第三十二章で、私塾・家塾を区別させ、第四十三章では、私学・私塾・家塾の開校は、公立学校設立と同様に、教師履歴・学校所在地・教則等に関する詳細を督学局に提出すること

を義務づけ、また、第四十四章では、教師の服務規定も公立学校教員に準ずるべきことを定め、これらの規定に準ずる限りにおいて、私的教育機関の存続・新規設立を認めた。学制施行後、明治六年から同十九年に至る間の県内における私塾数には若干の増減があつたものの、六年三十七校、七年三十七校、八年三十六校を上限に、ほぼ平均して十数校を数えた。

これらのうち、明治十年代から二十年代にかけての私塾のうちで、その内容が比較的知られているものとして、培根舎(北海道郡久原村)・涵養舎(西国東郡草地方)・対岳楼(遠見郡別府村)・三余学舎(大分郡東植田村)などが知られている。これら私塾の経営主は、多くの場合、旧藩校で句読師や司業など、かつて教鞭をとつた者が多く、学科内容も、国籍・漢籍を専らとする例がほとんどであつた。

明治元年に設立された阿部一行の培根舎は、一行の死に伴なう三十七年まで存続したといわれ、この学舎の校是は「経書ヲ講ジ、専ラ実践窮行ヲ督励ス」ることであつたが、他の場合も同様、修身德育に目的を置く場合が少なくなかつた。

寺井の尚友学舎の場合も、「修身道德ノ教育ヲ主トシテ、傍ラ和漢ノ歴史・詩文ヲ授ケ、孝悌忠信ノ徳性ヲ薫染セシメ、以テ生徒ヲシテ、忠君愛國ノ気象ヲ涵養シ、有為ノ才識ヲ陶成セン事」が目的であつた。従つて、ここで使用される教科書も在来的な漢籍が少なくなかつた。これら書籍のうち、頼山陽の『日本政記』明治七年版、『文章軌範』明治八年版、『日本外史』同九年版、『唐宋八大家文読本』明治十五年版など一部の外は、江戸期の刊行になるものである。

前述した如く、寺井の尚友学舎は、明治六年開設の「尚友舎」を改新したものであつたが、下の表中に見える「用ニ在来一書」とは、この前身の尚友舎時代の教科書を指すものと考えられる。尚友舎の教育内容については全く明らかではないが、尚友学舎のこの教科書使用の状況からみる時、従来の尚友舎では、修身科に重点を置いていたものが、

用科史歴		用科身修		書名	出版年
史記評林	春秋左氏伝	書詩孟論	中大		
明治七年	文化九年 用 在 来 書	寛政三年 明 曆 元 年	" " " "	" " " "	用 在 来 書
一科用書	修身引年	用科文詩	用科史歴	書名	出版年
近思錄	小学句読	正文文章軌範 唐宋八大家文読本	通日元十日本 政史略		
用 在 来 書	用 在 来 書	明治十五年	明治八年	天明九年 宝曆元年	明治九年

この十七年の開設計画では、加えて歴史・詩文の分野を充実した指導計画がたてられたものと考えられる。

開設申請書類に「丙号」として添附される「私立尚友学舎学科課程表」によると、各学年(第一学年、第三学年)の各科目の毎週授業回数、授業時間、各学年各学期における授業日数は、次表の如くである。

学年	学期		修身	歴史	詩文	習字	体操
	前期	後期					
一	前期 二七日	後期 一四〇日	六週 週時間	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
二	前期 一三七日	後期 一四〇日	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
三	前期 一三七日	後期 一四〇日	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

各科目とも、各学年前期・後期で一三七日から一四〇日の開校日数であったが、五教科のうち、修身は各学年とも毎週六回で計九時間、歴史は、週六回で十二時の開講となり、詩文三回六時間、習字五回五時間に比して開講回数、時間数も多い。習字が三年次には全廃されるに反し、修身は一年次の週九時間から、二年以降は三時間増加されて、十二時間となる。以上のことから、全五科目のうち、修身及び歴史に重点の置かれる教科編成であったことが推察されよう。

学舎における「生徒心得」は十カ条から成っている。

第一条、尊王愛國ノ志氣ヲ持シ、長ヲ敬シ、幼ヲ慈シ、正直信儀ヲ守リ、親切寛恕ヲ旨トスヘシ。

第二条、廉恥ヲ励ミ節操ヲ磨キ、苟モ輕躁浮華ニ流レズ、実学ヲ務ムヘキ事。

第三条、礼讓ヲ重シ威儀ヲ正クシ、言ヲ慎ミ行ヲ敏クシ、心志ヲ定メ、操存ヲ固クシ、苟モ失徳玷行粗暴傲慢ノ挙動アルヘカラサル事。

第四条、事業ヲ成スハ勉強ト忍耐トニアリ、故ニ学舎ニアルト家ニアルトワ間ハス、常ニ勤学修業ノ思念ヲ忘ル可ラサル事。

第五条、凡テ師長ノ訓誨ニ恭順シ、諸規則及ヒ時々ノ告諭等ヲ謹守スヘキ事。

第六条、身体健康ナラサレハ精神活潑ナラス、精神活潑ナラサルハ勤苦ノ事ニ堪ヘ難シ。故ニ意ヲ攝生ニ注キ、起臥ヲ時ニシ、飲食ヲ節ニシ、運動ヲ適度ニシ、身体衣服ヲ清潔ニシ、以テ体軀ノ康強、神氣ノ爽快ナラン事ヲ求ムヘキ事。

第七条、講堂ニ出席スル時ハ、必ラス着袴スヘキ事。

第八条、通学生徒出席ノ節ハ、必ス幹事ニ申出ヘキ事。

第九条、通学生徒病氣又ハ故障ノ節ハ、必ス届出ヘキ事。

第十条、猥褻ナル小説、神史之類ハ、一切閲覧ス可ラサル事。

以上十ヶ条に亘る生徒心得の内容は、明治十年十一月に発令される「大分県小學生徒心得」を更に德育的にまとめたものであり、先に述べた尚友学舎での使用教科の中に「中庸」や「近思録」が修身科教科書として用いられていることとともに、この学舎における德育重視の指導方針の置かれたことを知り得よう。更に関心を寄すべき点は、学

舎における寄宿舎制度の問題であろう。申請書には、「寄宿舎規則」が三条二十項に亘り見えており、その施設としては、前掲の見取図の如く、寺井氏の屋敷内の全十三室中、寄宿生用室を四室、この外釜場・食堂とを寄宿生の専用部分として占用している。

明治五年の「学制」で志向された新教育は「邑に不学の戸なく……」で標榜される目的に添って、全国津々浦々に至るまで「学校」を設置することであった。しかし、この国民皆学主義という未曾有の大政策の施行には、多くの困難が伴った。その第一は、施設にともなう莫大な資金と経費の負担、第二には、従来から農村における稼働勞力総体に占めて来た若年者の分担力が、就学という新事態によって割奪される危険であった。明治十年代早々期の「学校打ちこわし」事件はこうした条件をも一背景にもつて続出するものと考えられる。この様な学校拒否反応の中で、土地に密着した知名士の営む私塾の存在意義は大きく、寢食起居を共にする寄宿舎の占める意義を考えねばなるまい。当時の多くの塾則の中に見られる塾生同志の自炊制、衛生・清掃管理、起居の時間厳守などをはじめとする規律の厳正指導の持つ意味は大きい。

明治新教育の一大目標は、いわゆる「開化」におかれたが、新らしい物質文明への接触は、「儒教的德育」の重要性を更に顧らせる結果を生むことになった。その「德育」の強化は、明治二十三年の「教育勅語」に本質を見せ、家族国家観の醸成に発展しはじめた。

幕藩体制の解体に伴なって、旧藩校も終えんを迎えるが、そこに学んだ人材は、明治藩閥政体の要枢として、或は眞の開明派人物として活躍する。

明治新教育体制のもとで、画一的な教育に比して、教育令等によって強力な規則を受けたとはいえず、明治中期までの多くの私学には、「德育」を中心とした教育方針のもとでの個性的な教育が行なわれた。寺井順五郎の尚友学舎は、順五郎の死後も存続し、明治二十七・八年ま

で教育活動が行なわれたらしい。⁽¹²⁾

その実体に関しては、別に小稿を用意しているが、旧藩校の中に貫かれた教育指針は、藩校解体後も、私学教育として存続したらしいことを銘記したい。

文化八年十一月の岡藩における大一揆に際し、当時、由学館の司業であった田能村竹田は、一揆の真の原因は、藩や村方役人に、政治とは何たるかの理解と、仁愛の心掛けが欠如している為だと述べ、さらにもその原因と、体を失ない、有名無実化した由学館教育の關係とを痛烈に批判した内容の建言書を、藩主久貴に奉上している。この竹田に師事した寺田順五郎の教育観も、「国家有為」の人材養成を目指すものであり、明治四年の「被_二仰出_一書」にいう「旧来ノ教育ハ身ヲ立ルノ基タルヲ知ラズ」の批判の対象になるかも知れない。しかし、順五郎の感化を最も強く受けたといわれる合沢信彦が、明治中期以降、直入郡を中心とした地域における実業教育の中核となった人物である事例等を考える時、寺井順五郎の尚友舎・尚友学舎における教育活動への志向は、重要な位置にあったことを考えねばなるまい。

註

- (1) 北村清士編「中川氏史料」安永五年八月二十三日条。
- (2) 大分県教育会編「藩政時代の教育」収史料。
- (3) 角川書店刊行「日本史辞典」附録収載「藩校表」。
- (4) 寺井家所蔵「勤録」及び「寺井家系」。
- (5) (4)に同じ。
- (6) 大分県教育会編「大分偉人伝」ほか「直入郡志」「直入郡全史」「直入郡史料」等。
- (7) 別府大学文学部日本史研究室所蔵「河田八之助角田九華宛書簡」
- (8) 黒川文哲らによって、明治四十二年設立。現在の竹田市立図書館の前身。中川氏関係史料をはじめ、旧由学館関係書籍を収蔵している。

- (9) 大分県刊行「大分県教育百年史」第一卷二四九ページ。
- (10) (11)「」 〃 〃 第一卷二五〇ページ、二五二ページ。
- (11) (9)に同じ。
- (12) 北村清士「直入郡全史」